

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ⇩ 確定申告をすれば税金が戻る人

**Q** : 確定申告をすれば税金が戻ってくる場合があると聞きました。どんな人が戻ってくるのですか？

**A** : 次のような人は、確定申告をすることによって税金が戻ってくる場合があります。

**【解説】**

確定申告をする義務がない人であっても、次のような人については、確定申告することによって税金が戻ってくる場合があります。

税金が納めすぎになっていないか注意しましょう。

- ① 給与所得や退職所得がある人で、医療費控除を受けられる人、寄付金控除を受けられる人、災害を受けたため雑損控除を受けられる人、住宅借入金等特別控除を受けられる人、政党等寄付金特別控除を受けられる人
- ② 給与所得者で、平成17年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ③ 退職所得がある人で、その所得を含めて申告することにより源泉徴収された所得税について定率減税の適用を受けることができる人
- ④ 公的年金等に係る雑所得以外に申告をする必要のある所得がない人
- ⑤ 平成17年分の所得が一定額以下の人で、総合課税の配当所得や原稿料などがある人
- ⑥ 予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人

